

## 地方独立行政法人市立東大阪医療センター監事監査規程

平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第4号

最終改正 平成30年1月24日市立東大阪医療センター規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）における監事の職務及び監事が行う監査に関し必要な事項を定め、法人の業務の適法かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査は、前条の目的を達成するために必要な事項について行うものとする。

(監事の事務補助)

第3条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監査の事務を補助する職員は、監査を行うに当たり、知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監事の義務)

第4条 監事は、監査を行うに当たり、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

3 監事は、法人が次に掲げる書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届け出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他東大阪市の規則で定める書類

4 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、東大阪市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

(役員及び職員の協力義務)

第5条 役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員は、監事（第4条に規定する監査の事務を補助する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(監査の区分)

第6条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の種類)

第7条 監査の種類は、第10条に規定する監査計画に基づき行う定期監査及び臨時監

査とする。

(監査事項)

第8条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 関係諸法令及び法人のその他の諸規程並びに法人の業務方法書に基づく業務の実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 予算の執行に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (7) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第9条 監事は事業年度毎に年度監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、臨時監査については、この限りでない。

(監査の方法)

第10条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、監事が適当と認める方法により監査を行うことができる。

(監査結果の報告)

第11条 監事は、監査の結果を文書により理事長に報告しなければならない。

(監査意見に基づく措置)

第12条 理事長は、前条の規定による監事の報告に基づき改善すべきであると認める事項がある場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の改善措置及び結果について、監事に報告するものとする。

(理事会等への出席)

第13条 監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問等)

第14条 監事は、いつでも役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の質問をし、説明若しくは資料の提出を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に回付する文書)

第15条 次に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 行政機関等に提出する重要な文書
- (2) 行政機関等から発せられた重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) 職員の懲戒処分に関し手続の審査を請求する文書

(6) その他業務に関する重要な文書

(意見の提出)

第16条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(事故又は異例の事態の報告)

第17条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、理事長は、すみやかに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、監事が定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月24日市立東大阪医療センター規程第71号)

この規程は、平成30年1月24日から施行する。